

令和3年4月 23 日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、「駅改札内における OTC 販売機を用いた一般用医薬品販売の実証」が認定されました。

大正製薬株式会社が、新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）に基づいて申請した「駅改札内における OTC 販売機を用いた一般用医薬品販売の実証」に関する新技術等実証計画（以下「実証計画」という。）に対して、本日、主務大臣である厚生労働大臣及び経済産業大臣が認定しました。

この実証計画は、第二類医薬品及び第三類医薬品の販売について、資格者（薬剤師又は登録販売者）による店舗と同等の管理体制の下、IoT 化された OTC 販売機を介して販売し、一般用医薬品の適切な管理及び販売を実現すること、生活者の時間的・距離的な制約を解消して、一般用医薬品へのアクセス性を改善し、セルフメディケーション意識を向上させ、医療費削減の一助となることを目的としています。

実証段階では、資格者の適正な管理の下、駅改札内に開設済みのドラッグストアの店舗の一部として設置された OTC 販売機において、駅を利用する一般生活者を対象に、一般用医薬品のうち第二類医薬品及び第三類医薬品を販売します。

（※実証計画の概要は資料1のとおり）

「規制のサンドボックス制度」において、一般用医薬品の販売に関する実証計画を主務大臣が認定するのは、これが初めてとなります。

【参考】

規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房（成長戦略会議事務局）に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。（規制のサンドボックス制度の仕組みは、[資料2](#)のとおりです。）

【問合せ先】

内閣官房 成長戦略会議事務局（新技術等社会実装推進チーム）

担当：田邊、高取

03-3581-9297（直通）

【主務省庁 問合せ先】

厚生労働省

医薬・生活衛生局総務課 担当：境、高村

03-3595-2377（直通）

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 担当：植松、神野、堀井

03-3501-1790（直通）

商務・サービスグループ 消費・流通政策課 担当：依田、林、遠藤

03-3501-1708（直通）

【認定事業者 問い合わせ先】

大正製薬株式会社

担当：コーポレートコミュニケーション部 田中

03-3985-1115

pr@taisho.co.jp

（以 上）